

大阪市自転車通行環境整備計画の改定概要について

1. これまでの取り組み

- 昭和 48（1973）年度に「自転車安全利用推進モデル都市」に指定され、市内周辺部の幹線道路を中心に自転車通行空間※を整備済。（※10km の自転車道および構造的・視覚的に分離された 182km の自転車歩行者道、50 km の大規模自転車道）
- 平成 28 年 7 月に「大阪市自転車通行環境整備計画（以下、本計画）」を策定し、市内中心部の幹線道路を対象として自転車の車道通行を基本とした通行環境の整備に取り組み、令和 6 年度末時点で約 67 km を整備済。

2. 本計画の改定理由

- 本計画の策定以降、計画に基づき整備を進めてきたが、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省道路局、警察庁交通局）（以下、国ガイドライン）」の改定（平成 28 年、令和 6 年）により、ネットワーク計画対象路線においては自転車歩行者道が整備形態から除外されたことや、平成 31（2019）年 4 月の道路構造令の改正により、自転車道、自転車通行帯の設置要件や幅員に関する規定が追加されたこと、及び計画策定から 10 年が経過し計画に基づく整備が進捗していることから、整備対象エリアの追加や整備形態の見直しを行う。

3. 改定内容

- 中心部に加え、周辺部も整備対象エリアに追加し、市域全域でネットワーク完成を目指す。
- 本市の自転車ネットワーク路線のうち、周辺部は既存の自転車通行空間を活用する方針であったところ、国ガイドラインの改定を踏まえて、本計画の整備対象に追加。（ただし、既存の自転車通行空間は、当面の間、補完区間として活用。）
- 現計画の完成形の整備形態は、「自転車レーン（幅員 1.0m 以上）」としていたが、この間の道路構造令の改正および国ガイドラインの改定を踏まえて、「自転車道」、「自転車通行帯（道路交通法上の普通自転車専用通行帯を含む）」、「車道混在」に変更。

以上